

## 広島県監査委員告示第一号

広島県監査委員事務局の職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県代表監査委員 加賀美 和正

### 広島県監査委員事務局の職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示

広島県監査委員事務局の職員の職の設置等に関する規程（平成十六年広島県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「専任主査」を「監査専任主査」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

#### 四 調整監

第二条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「専任主査」を「監査専任主査」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 調整監は、上司の命を受け、事務局内の総合調整に関する事務に従事する。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。